

〈論 文〉

皆年金の意義と高齢者・障害のある人の 年金受給権保障（1）

——2012 年年金改正法の違憲性——

田 中 明 彦

要旨：政府は、2013 年から 3 年間で年金額を 2.5% 引き下げる内容の 2012 年年金改正法を制定し、同法にもとづき厚生労働大臣は年金減額を決定した。この年金減額決定に対して、和歌山県在住の老齢基礎年金・障害基礎年金の受給者 103 人が、2012 年年金改正法が違憲・違法であり、同法にもとづく年金減額処分が違法・無効であるとして、本来の年金額との差額の支給を求めるとともに国家賠償を求める訴訟を提起した。本稿は、本件訴訟の合憲性・適法性の審査にあたっては、高齢者・障害のある人の生活実態をふまえて厳格になされなければならないとの観点から、貧困が拡大している高齢者の厳しい生活実態、障害のある人の低い障害年金給付額・高い非正規雇用率・低い賃金という実態を明らかにした。

なお、本稿は、2020 年 11 月 16 日付で和歌山地方裁判所民事部合議係に提出した「平成 28 年（行ウ）第 10 号年金差額請求等事件に係る意見書」を加筆修正したものである。

目 次

はじめに

I 高齢者の生活実態－貧困の拡大

- 1 相対的貧困率の高さ
- 2 高齢者世帯の所得状況－低い所得と高い低所得世帯の割合
- 3 高齢期における公的年金の重要な役割と老齢年金給付の水準－低い年金給付水準
- 4 貯蓄残高ゼロ世帯の割合の増加
- 5 高齢者の就業率・非正規雇用率の高さ
- 6 国民健康保険料の滞納世帯の多さと受診抑制による手遅れ死亡事件の発生
- 7 生活扶助基準の引下げとその影響
- 8 小括

II 障害のある人の生活実態－低い年金給付水準と低い賃金水準

- 1 障害のある人の保護基準による最低生活費
- 2 障害のある人の障害年金給付水準－低い年金給付水準と高い生活保護利用率
- 3 障害のある人の低い就業率・高い非正規雇用率・低い賃金
- 4 小括

（以上、『社会学部紀要』第 59 号）

III 公的年金の性格・特徴と国民皆年金の意義

- 1 公的年金の性格・特徴
- 2 国民年金法制定と国民皆年金政策
- 3 国民皆年金実現のための措置等

IV 公的年金による最低生活保障の意義－公的扶助方式でない所得保障の重要性

- 1 国民年金給付の法的性格－最低生活保障（生存権保障）
- 2 厚生年金－従前の生活水準維持保障
- 3 生活保護に優先する公的年金の最低生活保障としての性格

V 1973 年の物価スライド制、1989 年の完全自動物価スライド制、1996 年度物価スライド特例法、2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法の立法趣旨

- 1 1973 年の物価スライド制の導入とその立法趣旨
- 2 1989 年の完全自動物価スライド制の立法趣旨
- 3 1996 年度物価スライド特例法の立法趣旨
- 4 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法の立法趣旨

VI 2004 年年金改正法と 2000 年度・2001 年度・2002 年度・2003 年度・2004 年度の各年度物価

スライド特例法による物価下落分の据置分に対する対応

- 1 2000年度・2001年度・2002年度・2003年度・2004年度の各物価スライド特例法による対応
- 2 2004年年金改正法と2000年度・2001年度・2002年度の各物価スライド特例法による物価下落分の据置分に対する年金額の減額
- 3 2004年年金改正法附則7条等による年金額引上げ措置と2000年度・2001年度・2002年度の各物価スライド特例法に基づく給付水準の段階的解消

Ⅶ 2012年年金改正法の「特例水準」減額規定およびそれを受けた2013年政令の憲法適合性の検討

- 1 2012年年金改正法による「特例水準」減額規定の立法趣旨とその合理性の有無
- 2 老齢基礎年金・障害基礎年金の減額と憲法25条1項の適合性－憲法25条1項（生存権）違反
- 3 老齢厚生年金および老齢基礎年金の減額、障害厚生年金および障害基礎年金の減額と憲法25条2項の適合性－憲法25条2項の向上・増進義務違反
- 4 2013年・2014年政令の憲法25条1項および憲法25条2項の適合性－憲法25条1項・2項違反

おわりに

は じ め に

労働組合による年金統一ストライキ⁽¹⁾を主な契機として、1973年の年金法改正（法92号）⁽²⁾により、公的年金に自動物価スライド制（以下、主に「物価スライド制」という）⁽³⁾が導入された。1973年の法改正の直後には、第1次オイルショックが起り、1973年度には物価が16.1%も高騰したが⁽⁴⁾、1974年5月の法改正（法63号）により、特例措置として物価スライドの実施時期を、厚生年金・船員保険、国民年金について、それぞれ1974年8月、9月に繰り上げることを定めて、物価スライド制を発動させ、年金額をそれぞれ16.1%引き上げ、さらに、翌1975年6月の法改正（法38）により、物価スライドの時期を同年9月に繰り上げ、年金額を21.8%引き上げたため、年金額の実質的価値が維持された。その後も、物価スライド制は、年金の実質的価値の維持に大きな役割を果たしてきた。

1999年から2001年にかけて消費者物価指数が下落したが、政府は景気対策のため、また、高齢者の厳しい生活実態をふまえ、物価スライド制適用による年金額の減額を行わず、2000年度、2001年度、2002年度については、各前年度の額に据え置くことを内容とする各年度の物価スライド特例法を国会に提出し、成立させた。ところが、10年以上経った2012年になって、政府は、1999年から2001年までの間に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことによって、法律が本来予定している水準よりも支給額が2.5%高くなっている（「特例水準」として、年金支給額を2013年10月、2014年4月にそれぞれ1%、2015年に0.5%、減額することを定めた「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号、以下、「2012年改正法」という）を制定した。さらに、政府は、2013年10月分から2014年3月分の年金支給額を1%減額することを具体的に決定する2013年政令⁽⁵⁾、2014年4月分から2015年3月分を0.7%減額することを具体的に決定する「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（平成26年政令第112号。以下、「2014年政令」という）、2015年4月分から2016年3月分について0.5%減額し、マクロ経済スライド⁽⁶⁾を適用することを具体的に決定する「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（平成27年政令第86号。以下、「2015年政令」という）を定めた。

厚生労働大臣は、2012年改正法および2013年政令にもとづき、2013年10月から2014年3月分までの年金額を減額する決定を行った。

この厚生労働大臣の年金減額決定に対し、2015年2月17日、鳥取県で24人の原告らが、さらには2015年5月29日、13都府県（石川・東京・宮城・埼玉・千葉・愛知・三重・滋賀・京都・和歌山・岡山・山口・福岡）で、1549人の原告らが、年金減額処分を違憲とし、その取消を求める訴訟を一斉に提起した。その後も提訴が続き、2019年4月3日時点で原告は44都道府県で5279人、39地裁に及び、また、2021年11月16日時点で、9地裁、28事件が8高裁に継続している⁽⁷⁾。この一連の訴訟は、年金引下げ違憲訴訟と

呼ばれている。

和歌山では、2016年11月7日、老齢基礎年金を受給する原告102人、障害基礎年金を受給する原告1人の計103人（その後、老齢基礎年金を受給する原告1人が取下げ）が、①2013年12月4日付けで、年金支給額の減額を定めた2012年改正法および2013年政令にもとづき厚生労働大臣から受けた2013年10月分から翌2014年3月分までの年金支給額の減額決定処分（以下、「2013年減額改定処分」という）、②2014年6月4日付で2012年改正法および2014年政令にもとづき厚生労働大臣から受けた2014年4月分から翌2015年3月分までの年金支給額の減額決定処分（以下、「2014年減額改定処分」という）に対し、①2012年改正法が違憲・違法であること、②2013年金減額改定処分および2014年減額改定処分（以下、「各減額改定決定処分」という）が裁量権を逸脱し、違法であり、厚生労働大臣の年金支給額の各減額改定決定処分が無効であることを原因として、本来の年金額との差額の支給を求めると同時に、各減額決定処分が違法であることを原因とする国家賠償訴訟を和歌山地方裁判所（以下、「和歌山地裁」という）に提起した（「平成28年（行ウ）第10号年金差額請求等事件」）。

さらに、同訴訟において、原告らは、厚生労働大臣がマクロ経済スライドを適用して2015年6月1日付で2015年4月分から2016年3月分までの老齢基礎年金を減額する改定処分および2016年6月1日付で2016年4月分から同年9月分までの老齢基礎年金の額についてマクロ経済スライドを適用して減額した前年度同額（端数処理を除く）とした処分に対して、マクロ経済スライドによる減額分の金員を請求した。

本稿⁽⁸⁾は、年金額の減額を定めた2012年改正法および2013年減額改定処分・2014年減額改定処分について、皆年金保障および高齢者・障害のある人の年金受給権保障の観点から、①高齢者・障害のある人の生活実態、②生存権保障としての公的年金の特徴・性質および生存権・国の社会保障向上増進義務を具体化した国民皆年金の意義、③公的年金給付の法的性格、④最低生活保障制度における公的年金と生活保護との関係を検討した

うえで、⑤「特例水準」とされた一連の物価スライド特例法および物価スライド制の立法趣旨の検討を踏まえ、本件年金減額改定処分の直接的根拠となった2012年改正法および2013年政令・2014年政令の違憲性・違法性を明らかにするものである。

I 高齢者の生活実態－貧困の拡大

1 相対的貧困率の高さ

高齢者をはじめとする国民・住民の貧困が拡大している。2012年改正法が制定された2012年の相対的貧困率は16.1%（6.2人に1人が相対的貧困状態）にも及んでいる⁽⁹⁾。とりわけ、単身高齢者世帯の相対的貧困率は高く、単身男性高齢者世帯では29.3%（3.4人に1人が相対的貧困状態）、単身女性高齢者世帯では44.6%（2.2人に1人が相対的貧困状態）となっている。

「相対的貧困率」とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合であり、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう⁽¹⁰⁾。等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得である。国民生活基礎調査の貧困線は122万円（2012年）である。1か月単位に直すと10万1666円である。

2 高齢者世帯の所得状況－低い所得と高い低所得世帯の割合

次に、厚生労働省「平成26年度国民生活基礎調査の概況」（2015年7月）から、高齢者世帯の2013年1月1日から12月31日までの1年間の所得状況を概観する。

1世帯当たりの平均所得金額は、全世帯平均で528万9千円（所得中央値415万円）に対して、高齢者世帯は300万5千円（中央値は242万円）にすぎず（全世帯平均所得額の56.8%）、全世帯平均の所得中央値にも及ばない。高齢者世帯の場合、平均所得金額以下の割合は89.9%と9割にも及ぶ。ちなみに、全世帯平均における平均所得金額以下の世帯は61.2%である。

世帯員1人当たりの平均所得金額についてみる

と、全世帯平均が205万3千円に対して、高齢者世帯は192万8千円と低くなっている（表1参照）。

全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ・第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）とした所得五分位階級別の構成割合をみている（表1参照）。

第Ⅰ五分位階級については、全世帯が20.0%に対して、高齢者世帯は38.6%と2倍近くに達している。第Ⅰ五分位値は196万円である。第Ⅱ五分位階級については、全世帯が20.0%に対して、高齢者世帯は32.0%と1.5倍強に及んでいる。高齢者世帯は、第Ⅰ・第Ⅱ五分位階級が70.6%にも及んでいる。

世帯の生活意識をみると、高齢者世帯は、6割弱の58.8%（大変苦しい27.1%、苦しい31.7%）が苦しいと回答している。なお、全世帯平均では、苦しいと回答した世帯が62.4%（大変苦しい29.7%、苦しい32.7%）となっている。

6割近く高齢者世帯の苦しいとの回答は、高齢者の相対的貧困率の高さ高齢者の低所得者の多

さ・割合の高さ、後述する生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合の高さがそれを裏づけている。

3 高齢期における公的年金の重要な役割と老齢年金給付の水準－低い年金給付水準

(1) 高齢期における公的年金の重要な役割

高齢期における年金の役割について検討する。

厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」（2014年7月）によると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2549万世帯と、全世帯5011万2千世帯の50.9%を占めている。同様に、65歳以上の者のいる世帯2242万世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2146万4千世帯となっており、65歳以上の者のいる世帯の95.7%に達している。

また、同「平成25年国民生活基礎調査の概況」によると、高齢者世帯の平均所得金額309万円における所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が68.5%、稼働所得が18.01%、財産所得が7.2%となっており、公的年金・恩給が7割近くを占めている。さらに、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のす

表1 各種世帯別にみた所得の状況（2013年1月1日から12月31日までの1年間）

		全世帯	高齢者世帯
1世帯当たり平均所得金額（万円）		528.9	300.5
1世帯当たり平均可処分所得金額（万円）		415.4	257.1
世帯人員1人当たり平均所得金額（万円）		205.3	192.8
有業人員1人当たり平均稼働所得金額（万円）		297.9	157.3
構成割合（%）	所得五分位階級	100.0	100.0
	第Ⅰ五分位	20.0	38.6
	第Ⅱ五分位	20.0	32.0
	第Ⅲ五分位	20.0	18.7
	第Ⅳ五分位	20.0	7.4
	第Ⅴ五分位	20.0	3.3
	生活意識	100.0	100.0
	大変苦しい	29.7	27.1
	やや苦しい	32.7	31.7
	普通	34.0	38.0
	ややゆとりがある	3.2	2.8
	大変ゆとりがある	0.4	0.4

出所）厚生労働省「平成26年度国民生活基礎調査」統計表の「第2表 各種世帯別にみた所得の状況」を一部加工

べてが公的年金・恩給である世帯)は57.8%と約6割を占める⁽¹¹⁾。

以上を踏まえ、厚生労働省は、「平成25年版厚生年金保険・国民年金事業年報結果の概要」において「公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える」として、高齢期における公的年金の役割は重要であると評価している。また、同「平成25年版厚生年金保険・国民年金事業年報結果の概要」で、厚生労働省は、「日本においては低出生率、平均寿命の着実な延びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。」として、高齢期における生活の支柱である公的年金の一層の重要性を強調している。

(2) 老齢年金給付の水準－低い年金給付水準

では、実際に支給されている老齢年金給付の水準は、「老後の生活保障において重要な役割」を果たし得る水準になっているのか。まずは、日本の最低生活保障水準である生活保護法の保護基準による最低生活費を確認する。そのうえで、2013年度末の老齢年金給付の水準(本件減額処分当時の老齢年金給付水準でもある)について検討する⁽¹²⁾。

①保護基準による最低生活費

後述するように、公的年金は少なくとも最低生活保障としての性格を有している。そうすると、年金は全国一律の額なので、最も基準が高い1級地の1の最低生活費と同水準でなければならないことになる。ここでは、2013年度における東京都23区(1級地の1)と和歌山市(2級地の1)の最低生活費を取り上げることとする。

(a) 東京都23区(1級地の1)の最低生活費

2013年4月から7月までの保護基準にもとづく60～69歳単身者の最低生活費(生活扶助と住宅扶助)は、生活扶助が8万800円(11月から3月まで支給される冬季加算を12分の5で乗じた1266円を加えて10円未満の端数を切り上げた額)、住宅扶助が一般基準の場合は1万3000円であるので、合計9万3800円である。住宅扶助の一般基準額1万3000円では賃貸アパート等を賃

借するのは困難であり、住宅扶助については特別基準が設定されている場合が少なくない。東京都の住宅扶助の特別基準は5万3700円であるので、この場合の最低生活費は13万4500円となる。

70歳以上の単身者の最低生活費は、生活扶助が7万7040円(11月から3月まで支給される冬季加算を12分の5で乗じた1266円を加えて10円未満の端数を切り上げた額)、住宅扶助が一般基準の場合は1万3000円であるので、合計9万40円である。住宅扶助に特別基準が設定されている場合の最低生活費は13万740円となる。

生活扶助基準が引き下げられた2013年8月からは、60～69歳単身者の最低生活費(生活扶助と住宅扶助)は、生活扶助が8万140円(11月から3月まで支給される冬季加算を12分の5で乗じた1266円を加えて10円未満の端数を切り上げた額)、住宅扶助が一般基準の場合は合計9万3140円である。住宅扶助に特別基準が設定されている場合の最低生活費は13万3840円となる。

70歳以上の単身者の最低生活費は、生活扶助が7万5960円(11月から3月まで支給される冬季加算を12分の5で乗じた1266円を加えて10円未満の端数を切り上げた額)、住宅扶助が一般基準の場合は合計8万8960円である。住宅扶助に特別基準が設定されている場合の最低生活費は12万9660円となる。

(b) 和歌山市(2級地の1)の最低生活費

2013年4月から7月までの保護基準にもとづく60～69歳単身者の最低生活費(生活扶助と住宅扶助)は、生活扶助が7万3540円(11月から3月まで支給される冬季加算を12分の5で乗じた1154円を加えて10円未満の端数を切り上げた額)、住宅扶助が一般基準の場合は1万3000円であるので、合計8万6540円である。住宅扶助に特別基準が設定されている場合の最低生活費は、和歌山市の住宅扶助の特別基準は3万5000円であるので10万8540円である。

70歳以上の単身者の最低生活費は、生活扶助が7万120円(11月から3月まで支給される冬季加算を12分の5で乗じた1154円を加えて10円未満の端数を切り上げた額)、住宅扶助が一般基準の場合は1万3000円であるので、合計8万

3120 円である。住宅扶助の一般基準額 1 万 3000 円では賃貸アパート等を賃借するのは困難であり、住宅扶助に特別基準が設定されている場合の最低生活費は 10 万 5120 円となる。

生活扶助基準が引き下げられた 2013 年 8 月からは、60～69 歳単身者の最低生活費（生活扶助と住宅扶助）は、生活扶助が 7 万 2770 円（11 月から 3 月まで支給される冬季加算を 12 分の 5 で乗じた 1154 円を加えて 10 円未満の端数を切り上げた額）、住宅扶助が一般基準の場合は合計 8 万 5770 円である。住宅扶助に特別基準が設定されている場合の最低生活費は 10 万 7770 円となる。

70 歳以上の単身者の最低生活費は、生活扶助が 6 万 8970 円（11 月から 3 月まで支給される冬季加算を 12 分の 5 で乗じた 1154 円を加えて 10 円未満の端数を切り上げた額）、住宅扶助が一般基準の場合は合計 8 万 1970 円である。住宅扶助に特別基準が設定されている場合の最低生活費は 10 万 3970 円となる。

②国民年金の老齢年金給付

2013 年度の老齢基礎年金の満額は、4 月から 9 月までが月額 6 万 5541 円、10 月からは 1% の年金額の減額により 6 万 4875 円であるが、2013 年度末の国民年金の老齢年金給付の平均月額 は 5 万 4622 円にすぎない。繰上げ受給者の場合（繰上げ受給率 16.7%）は、それよりも低く平均月額 4 万 812 円である。

老齢基礎年金についてみると、平均月額 5 万 4265 円であり、繰上げ受給（繰上げ受給率 14.5%）の場合はさらに低く月額 4 万 2134 円にすぎない。

1985 年の法改正前の旧法についてみると、拠出制年金は平均月額 4 万 214 円、繰上げ受給者（繰上げ受給率 67.6%）の場合はさらに一層低く平均月額 3 万 4478 円にすぎない。

2 階部分をもたない基礎年金・旧国民年金のみについてみると、平均月額 4 万 9958 円と低く、繰上げ受給（繰上げ受給率 38.6%）の場合はさらに低く平均月額 3 万 9624 円である。

以上のように、国民年金の老齢年金給付は、いずれの平均金額でも、満額の老齢基礎年金でさえ、最低生活保障基準である保護基準による最低

生活費、しかも住宅扶助が一般基準である場合の最低生活費にはるかに及ばない低水準となっている（1 級地の 1 はもちろんこと、2 級の 1 にさえ遠く及ばない）。国民年金の老齢年金給付は、公的年金の果たすべき役割である「老後の生活保障において重要な役割」を果たし得ない給付水準となっているのである。

③厚生年金の老齢年金給付

次に 2013 年度末の厚生年金の老齢年金給付について検討する。

厚生年金の老齢年金給付（老齢基礎年金額を含む）の平均月額は 14 万 8409 円である。基礎年金または定額部分をもつ老齢年金の平均月額は 15 万 8688 円であるが、基礎年金および定額部分がない老齢年金の場合は、平均月額 7 万 7934 円にすぎない。

厚生年金の老齢年金給付は、男女の水準格差が大きく、男性の平均月額は 16 万 6418 円に対して、女性の平均月額は 10 万 2086 円にすぎない。

年金月額階級別分布をみると、男性は、15～20 万円が男性全体の 33.6% を占めており、より詳細にみると 18～19 万円をピークとする山型となっているのに対して、女性は、5～10 万円が 46.1% と半数近くを占めており、より詳細にみると 9～10 万円をピークとする山型となっている。このように男性に比べ女性の分布は低い方に偏っている。

ちなみに、1985 年の法改正前の旧老齢年金の平均月額は 14 万 4177 円であり、1985 年の法改正後の厚生老齢年金の平均月額は、14 万 7823 円（うち基礎年金は 4 万 7934 円）である。1 階部分の老齢基礎年金を併給されている老齢厚生年金の平均月額は 16 万 511 円（うち基礎年金は 5 万 8438 円）である。

女性に対する老齢年金の平均月額 10 万 2086 円は、住宅扶助が特別基準を設定されている場合の最低生活費（1 級地の 1 はもちろんこと、2 級の 1 にも及ばない）に満たない。基礎年金および定額部分がない老齢年金の平均月額（7 万 7934 円）は、住宅扶助が一般基準である場合の最低生活費（1 級地の 1 はもちろんこと、2 級の 1 にさえ遠く及ばない）をも下回っているのである。

4 貯蓄残高ゼロ世帯の割合の増加

老齢年金給付は、高齢期の生活費をすべて賄うものではなく、高齢者には預貯金があるはずだとの考えもありうる。また、政府もそのように主張している。

しかしながら、金融資産を保有していない世帯、すなわち貯蓄残高ゼロ世帯の全世帯に占める割合が増加している。2013年減額改定処分当時の2013年には、31.0%と3割弱に及んでおり、60歳代で30.2%、70歳以上で28.4%となっている⁽¹³⁾。

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」〔二人以上世帯調査〕(2013年)は、「老後の生活への心配」と「年金に対する考え方」をも調査している。

老後の生活について「心配である」(「非常に心配である」と「多少心配である」の合計)と回答した世帯は81.6%と8割を超えている。「それほど心配していない」は17.7%にすぎない。「心配である」としている世帯では、その理由について「年金や保険が十分ではないから」が73.7%、「十分な金融資産がないから」が69.6%となっている⁽¹⁴⁾。

年金に対する考え方については、「日常生活費程度もまかなうのが難しい」と回答した世帯は47.7%と約半数に及ぶ。「ゆとりはないが、日常生活費程度はまかなえる」が47.2%と同じく約半数となっているが、前回調査の49.9%からは低下している。

老後の生活費の収入源については、「公的年金」とした世帯が78.4%、「就業による収入」が43.2%、「企業年金、個人年金、保険金」が37.9%、「金融資産の取り崩し」が27.1%となっている⁽¹⁵⁾。

5 高齢者の就業率・非正規雇用率の高さ

低い老齢年金給付水準(とりわけ国民年金の場合)、貯蓄残高ゼロ世帯が高齢者の約3割に及ぶことから、悠々自適の年金生活を送ることはできず、高齢者は生きるために働かざるを得ない状況に追い込まれている。このことが国際的に高い日本の高齢者の就業率に表れている。総務省統計局は、「主要国における高齢者の就業率は10年前と

比べ、カナダは+5.5ポイント、イギリスは+4.0ポイント、アメリカは+3.8ポイントと、ロシアを除き上昇しています。日本は+1.4ポイント上昇し、高齢者の就業率は20.8%となっており、主要国の中で最も高い水準にあります」とするところである⁽¹⁶⁾。このように、日本・ロシアを除く主要国では日本以上に高齢者の就業率が上昇しているにもかかわらず、依然として日本の高齢者の就業率は主要国においてもっとも高い水準にあるのである。

2013年減額改定処分当時の2013年平均の65歳以上の高齢者の就業者(役員を除く雇用人)は285万人に及んでいる。そのうち、正規の職員・従業員は81万人に対して、非正規の職員・従業員は203万人と倍以上にも及んでいる。非正規雇用率は71.5%にも達している。なお、役員を除く雇用人は全体で5201万人で、正規の職員・従業員は3294万人に対して、非正規の職員・従業員は1906万人で、非正規雇用率は36.7%であるから(これ自体、非常に高い割合である)、高齢者の雇用形態としては圧倒的に非正規雇用が多いことが分かる⁽¹⁷⁾。

高齢者の就業者を男女別にみると、男性は167万人で、正規の職員・従業員は50万人に対して、非正規の職員・従業員は116万人と倍以上になっており、非正規雇用率は69.9%に及んでいる。女性は118万人で、正規の職員・従業員は31万人に対して、非正規の職員・従業員は87万人と3倍以上になっており、非正規雇用率は女性が高く、約4分の3の73.7%にも達している。

65歳以上の高齢者の就業者203万人が現職の雇用形態についての主な理由についてみると、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が56万人(30.1%)、「家計の補助・学費等を得たいから」が39万人(21.0%)、「正規の職員・従業員の仕事がないから」が19万人(10.2%)⁽¹⁸⁾となっており、「家計の補助・学費等を得たいから」と「正規の職員・従業員の仕事がないから」という、いわば生活費のために働く就業者数は合計58万人(31.2%)と最も多くなっている⁽¹⁹⁾。

男女別でみると、男性の場合の就業者数は116万人で、「自分の都合のよい時間に働きたいから」

が30万人(28.0%)、「家計の補助・学費等を得たいから」が19万人(17.8%)、「正規の職員・従業員の仕事がないから」が12万人(11.2%)⁽²⁰⁾となっており、「家計の補助・学費等を得たいから」と「正規の職員・従業員の仕事がないから」の合計は31万人(29.0%)と最も多く、生活費のために就業しているのである。

女性の場合の就業者数は87万人で、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が26万人(32.5%)、「家計の補助・学費等を得たいから」が20万人(25.0%)、「正規の職員・従業員の仕事がないから」が7万人(8.8%)⁽²¹⁾となっており、「家計の補助・学費等を得たいから」と「正規の職員・従業員の仕事がないから」の合計は27万人(33.8%)と最も多く、生活費のために就業しているのである。

正規雇用と非正規雇用、そして男女間には大きな賃金格差がある⁽²²⁾。正規、非正規の職員・従業員別に仕事からの年間収入階級別割合を男女別にみると、男性の正規の職員・従業員は2013年平均で500～699万円が21.7%、300～399万円が20.4%である一方で、非正規の職員・従業員は100～199万円が31.4%、100万円未満が26.3%というように200万円未満が約6割の57.7%にも達している。女性の場合は正規の職員・従業員は200～299万円が28.2%、300～399万円が21.3%である一方で、非正規の職員・従業員は100万円未満が47.1%、100～199万円が38.5%と、200万円未満が9割近くの85.6%にも達している。まさに、非正規労働者は、ワーキングプア(働く貧困層)と呼ばれるゆえんである。

1985年の労働者派遣法の制定、2003年の同法改正による派遣労働の全面的解禁を典型とする労働法の規制緩和により、非正規労働者が増加し、雇用者に占める非正規雇用者の割合は、2018年1～3月期において38.2%(2117万人。男性670万人に対して女性は倍以上の1447万人にも及ぶ)と4割弱にもなっている⁽²³⁾。もはや非正規雇用は非典型的労働形態ではないという異常な状態である。非正規労働者の増大の結果、ワーキングプアが増大している。国税庁「平成28年分民間給与実態統計調査(調査結果報告)」(2017年9月)

によると、年収200万円以下の給与所得者が10年連続で1千万人を超過し、1年を通じて勤務した給与所得者4869万人のうち、年収200万円以下の給与所得者は、1132.3万人で全体の23.3%を占める(4人に1人)に至っている。4人に1人がワーキングプアという驚くべき状態になっている。女性の場合は、給与階級別分布でみると100万円超200万円以下の者が503万人(構成比25.1%)と最も多く、100万円以下は330.9万人(16.5%)となっており、年収200万円以下の女性は833.9万人(41.6%)と4割以上になっている。

6 国民健康保険料の滞納世帯の多さと受診抑制による手遅れ死亡事件の発生

貧困が拡大する中、社会保険料の大幅な引上げがなされている。とりわけ、65歳から74歳のいわゆる前期高齢者・低所得者・無業者の加入率が高い国民健康保険では、国民健康保険料(税)の滞納世帯が増加している。

厚生労働省「平成25年度国民健康保険(市町村)の財政状況等について=速報」(2015年1月28日)によると、国民健康保険料(税)に一部でも滞納がある世帯数は360.6万世帯(全体の17.2%)、短期被保険者証交付世帯は114.3万世帯、資格証明書交付世帯は26.5万世帯となっている。また、国民健康保険料(税)に対して、差押・インターネット公売が実施され、差押件数は26万174件、935.9億円に及んでいる(2013年度実績)。

このような国民健康保険料(税)の滞納により、短期被保険者証、被保険者資格証明書が発行されたことにより、受診が抑制され、病状が悪化し死亡に至る事件すら発生している。全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)が2017年1月1日～12月31日の期間に全国639の全日本民医連加盟事業所の患者、利用者のうち①国民健康保険税(料)、その他保険料滞納などにより、無保険もしくは資格証明書、短期被保険者証発行により病状が悪化し死亡に至ったと考えられる事例、②正規の被保険者証を保持しながらも、経済的事由により受診が遅れ死亡に至ったと考えられる事

例を調査したところ、経済的事由による手遅れ死亡事例は 29 都道府県連で 63 事例（そのうち、31 事例は正規の被保険者証を持っていながらも窓口での高額な自己負担等から治療中断・未受診により死亡）にも及んでおり、国民健康保険料(税)の滞納年齢層は 60 歳代が 5 割となっている⁽²⁴⁾。

ちなみに、本件年金減額処分がなされた 2013 年の調査では、経済的事由による手遅れ死亡事例は 56 件に及んでいた⁽²⁵⁾。

7 生活扶助基準の引下げとその影響

最後のセーフティネットである生活保護の生活扶助基準が 2013 年 8 月から 2015 年 4 月にかけて 3 段階で引き下げられ、生活保護予算が 670 億円も削減された。生活保護利用世帯では、最大で 10% もの生活扶助基準の引下げされている。生活保護基準は、国民年金の保険料免除基準、国民健康保険の保険料減免・一部負担減免基準、後期高齢者医療制度の保険料減免・自己負担減免基準、高額療養費・高額介護サービス費制度の自己負担限度額、住民税非課税限度額、介護保険料の段階区分、大学等授業料減免・高等学校奨学金・就学援助、最低賃金等多くの制度と連動しており、生活保護を受けていない国民・住民の生活にも大きな影響をあたえている。2015 年 9 月において生活保護利用世帯（162 万 726 世帯）の約半数 49.4% が高齢者世帯（80 万 301 世帯）である（厚生労働省「生活保護の被保護者調査（平成 27 年 9 月分概数）」）ことから、その引下げの影響は大きい。その後も以下のように生活保護基準が引き下げられ、さらに高齢者をはじめとする人々は生活水準の低下を余儀なくされた。

2015 年 7 月から住宅扶助基準についても大幅に削減された。削減額は年間 190 億円にも及んでおり、保護利用世帯 44 万世帯（保護世帯総数の約 3 割）が削減になった。同年 11 月から冬季加算も引下げされ、削減額は単年度で約 30 億にも達した。2018 年 10 月からさらなる生活扶助基準が 3 年かけて段階的に削減され、削減額は総額 160 億円にも及んでおり、生活保護利用世帯で最大で 5% もの引下げとなっている。

8 小括

以上のような高齢者の貧困が拡大する状況下で、「特例水準（2000 年度から 2002 年度）」解消を名目に 2012 年改正法・2013 年～2015 年の各政令による年金給付額の削減（2013 年 10 月から 2015 年 4 月にかけて 3 段階で 2.5% 削減）が行われたのである。2015 年度にはマクロ経済スライドも発動されている。

政府は、2012 年改正法・2013 年～2015 年の各政令による年金額減額の代替措置を何らとることもなく、生涯現役社会、一億総活躍社会を提唱するだけで、その内容は、低い老齢年金水準を棚に上げ、65 歳以上の高齢者にも就労を強いるものとなっている（「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」報告書（2015 年 6 月 5 日）、一億総活躍国民会議「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて」（2015 年 11 月 26 日））。

Ⅱ 障害のある人の生活実態 －低い年金給付水準と低い賃金水準

1 障害のある人の保護基準による最低生活費

以下、障害のある人の 2013 年度の保護基準による最低生活費について検討する。ここでは、原告の年齢を踏まえ、障害等級 2 級の障害年金を受給している 60～69 歳単身者の最低生活費を取り上げる。

公的年金は、少なくとも最低生活保障としての性格を有し、公的年金は全国一律なので、年金額と比較する場合は、最も水準の高い東京都 23 区（1 級地の 1）との比較が重要である。また、念のため、原告の所在地の和歌山市（2 級地の 1）も取り上げることとする。

(1) 東京都 23 区（1 級地の 1）の最低生活費

2013 年 4 月から 8 月まで最低生活費は、生活扶助が 10 万 8700 円（11 月から 3 月まで支給される冬季加算を 12 分の 5 で乗じた 1266 円に障害者加算を加えて 10 円未満の端数を切り上げた額）、一般基準の場合の住宅扶助が 1 万 6900 円の計 12 万 5600 円である。住宅扶助が特別基準の場合は 6 万 9810 円であるので、その場合の最低生

活費は、17万8510円となる。

2013年9月から3月まで最低生活費は、生活扶助が10万6800円（11月から3月まで支給される冬季加算を12分の5で乗じた1266円に障害者加算を加えて10円未満の端数を切り上げた額）、一般基準の場合の住宅扶助が1万6900円の計12万3700円であり、住宅扶助が特別基準の場合の最低生活費は、17万6610円である。

(2) 和歌山市（2級地の1）の最低生活費

和歌山市における2013年4月から8月まで最低生活費は、生活扶助が8万9920円（11月から3月まで支給される冬季加算を12分の5で乗じた1154円に障害者加算1万6380円を加えて10円未満の端数を切り上げた額）、一般基準の場合の住宅扶助が1万6900円の計10万6820円である。住宅扶助が特別基準の場合は4万5000万円であるので、その場合の最低生活費は、13万4920円となる。

2013年9月から3月までの最低生活費は、生活扶助が8万6500円（11月から3月まで支給される冬季加算を12分の5で乗じた1154円に障害者加算1万6380円を加えて10円未満の端数を切り上げた額）、一般基準の場合の住宅扶助が1万6900円であるので10万3400円となる。住宅扶助が特別基準の場合の最低生活費は、13万1500円である。

2 障害のある人の障害年金給付水準－低い年金給付水準と高い生活保護利用率

2013年度の障害等級2級の障害基礎年金月額をみると、2013年4月から9月までが月額6万5541円、10月からは1%の年金額の減額により6万4875円という保護基準による最低生活費にはるかに及ばない低水準である。

次に、障害厚生年金についてみると、2013年度末における障害厚生年金受給者の平均月額額は10万3175円すぎない⁽²⁶⁾。障害厚生年金ですら、保護基準による最低生活費に満たない低い水準となっている。

そのため、障害のある人が世帯主である世帯（「障害者世帯」）は、次のように生活保護利用世帯に占める割合（構成割合）が高くなっている。

厚生労働省「平成25年度被保護者調査・年次調査（個別調査）」の第1-18表によると、2013年7月末日現在で生活保護を利用している総世帯（156万2754世帯）に占める「障害者世帯」（17万3548世帯）の割合は11.1%と、「高齢者世帯」（72万621世帯、構成割合46.1%）、「傷病世帯」（25万6877世帯、構成割合16.4%）に次いで高くなっている。

「被保護者調査」の「用語の解説」によると、「障害者」とは、精神障害者、知的障害、身体障害により、「障害者加算を受けている者または障害、知的障害等の心身上の障害のため働くことができない者、もしくはそれと同等の状態にある者」であり、「精神障害については、障害者加算を受けている者のみ」とされている。「傷病者」とは、アルコール依存症、精神病、その他（アルコール依存症、精神病以外の傷病）を「主傷病として、入院しているか在宅患者加算を受けている者または傷病のために働くことができない者、もしくはそれと同等の状態にある者」とされているので、「障害者」と「傷病者」を明確に区別するのは困難といえよう。そういうこともあって、「被保護者調査結果の概要（月次調査確定値）」では生活保護利用世帯の「世帯類型」として、「傷病者・障害者世帯計」が用いられている。前掲「平成25年度被保護者調査・年次調査（個別調査）」の第1-18表によると、「障害者傷病者世帯」（同表の表記）は2013年7月末日現在で43万425世帯であり、その構成割合は27.5%となり、高齢者に次いで構成割合が高くなっているのである。

3 障害のある人の低い就業率・高い非正規雇用率・低い賃金

まず、厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査の調査結果について」（2008年3月27日）から、15歳以上64歳以下の稼働年齢層である障害のある人の就業率を概観する。同調査結果は、2006年7月1日現在の数値である。2013年減額改定処分が行われた直近の調査で、身体・知的・精神障害のある人の就業実態を全国規模で国が調査したものが同調査以外に

は存在しないこと、内閣府「平成 25 年版障害者白書」も同調査結果を引用していることから、同調査結果を取り上げることにした。なお、厚生労働省「労働力調査」の「就業者（「従業者」と「休業者」を合わせたもの）」の定義が「自営業主・家族従事者・雇用者」であるのに対して、「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」にいう「就業者」とは、「常用雇用・常用雇用以外（自営、家族従事者、会社・団体の役員、臨時雇・日雇、内職に加え授産施設等・作業所等）」を含むものとなっている（アンダーラインは引用者）。

同調査結果によると、身体障害のある人は、全国で 134.4 万人と推定されており、そのうち就業者は 57.8 万人（就業率 43.0%）となっている。知的障害のある人は、全国で推計 35.5 万人であり、そのうち就業者は 18.7 万人（就業率 52.6%）である。精神障害のある人は全国で 35.1 万人と推定されており、そのうち就業者は 6.1 万人（就業率 17.3%）と、3 障害のうちで就業率がもっとも低くなっている。

それに対して、厚生労働省「平成 18 年労働力調査年報（基本集計）」の第 2 表および第 20 表によると、15 歳以上 64 歳以下の就業者数は 2006 年平均で 5872 万人であり、就業率（15 歳以上 64 歳以下の人口 8396 万人に占める 15 歳以上 64 歳以下の就業者の割合）は 69.9% となっている。

以上のように、障害のある人の就業率は、その就業率に労働法が適用されない福祉的就労としての授産施設・作業所が含まれているにもかかわらず、全体の就業率に比べてきわめて低い状態にあるのである。

次に、厚生労働省職業安定局・雇用開発部・障害者雇用対策課・地域就労支援室「平成 25 年度障害者雇用実態調査結果」から、障害のある人の雇用形態・賃金状況を概観する。

身体障害のある人の雇用形態をみると、無期契約の正社員が 48.1%、有期契約の正社員が 7.8%、有期契約の正社員以外が 37.3%、無回答が 0.4% となっており、正社員以外の非正規雇用が半数以上に達する。1 か月の平均賃金は、22 万 3 千円（超過勤務手当を除く所定内給与額は 21 万 1 千

円）となっている。

知的障害のある人の雇用形態をみると、無期契約の正社員が 16.9%、有期契約の正社員が 1.9% であり、無期契約の正社員以外が 26.5%、有期契約の正社員以外が 54.8%、無回答が 0.0% となっており、正社員以外の非正規雇用が 83.1% にも達している。1 か月の平均賃金は、10 万 8 千円（超過勤務手当を除く所定内給与額は 10 万 6 千円）にすぎない。

精神障害のある人の雇用形態をみると、無期契約の正社員が 32.0%、有期契約の正社員が 8.8%、無期契約の正社員以外が 11.1%、有期契約の正社員以外が 47.8%、無回答が 0.2% となっており、正社員以外の非正規雇用が 68.0% にも及んでいる。1 か月の平均賃金は、15 万 9 千円（超過勤務手当を除く所定内給与額は 15 万 4 千円）となっている。

なお、役員を除く雇用者は 5201 万人で、正規の職員・従業員は 3294 万人に対して、非正規の職員・従業員は 1906 万人で、非正規雇用率は 36.7% であるから、障害のある人の雇用形態としては圧倒的に非正規雇用が多いことが分かる⁽²⁷⁾。

また、一般労働者の平均賃金は、男女計 295 万 7 千円、月額 24 万 6 千円（年齢 42.0 歳、勤続 11.9 年）であることから、障害のある人は、低い賃金しか受けていないことが分かる。とりわけ、精神障害のある人、知的障害のある人の賃金が低い実態がある⁽²⁸⁾。

4 小括

以上、検討したとおり、障害のある人に対する障害年金給付の給付水準は低く、また、障害のある人の就業率も低く、障害のある人が雇用されたとしても、半数以上が非正規雇用であり、しかも、低賃金を余儀なくされている。それに加えて、障害による固有の出費もあり、預貯金をする余裕もないと考えられる。このような状況の中、2012 年年金改正法およびそれを具体化した 2013～2015 年の各政令により、障害年金給付に対して、2013 年 10 月から 2015 年 4 月にかけて 2.5% の年金額の削減が行われたのである。

注

- (1) 1973年4月17日に実施された年金統一ストライキには、春闘共闘傘下の53の単一産業別組合、350万人の労働者が参加し、政治ストとしては戦後最大規模となり、国会は終日請願行動にとりまかれた（小川政亮『増補新版・社会保障権－歩みと現代的意義』（自治体研究社、1995年）144頁）。清水英彦「年金保険の拡充・展開」横山和彦・多田秀範編著『日本社会保障の歴史』（学文社、1991年）211頁参照。
- (2) 1973年の法改正は、1974年度に予定されていた第3回財政再計算に基づく改正を繰り上げ、「老後生活の支えとなる年金の実現を目指して、年金給付の水準を大幅に引き上げる（五万円年金）とともに、わが国の公的年金制度において長年の懸案であった年金額のスライド制（年金額の自動的改定措置）を導入する等」（社会保険庁運営部・年金管理課・年金指導課『国民年金三十年のあゆみ』（ぎょうせい、1990年）202頁）の抜本的な制度改正であった。財政再計算期を2年前倒して行われた第2回財政再計算に基づく1969年の法改正（法86号）による25年間拠出した場合の夫婦2万円から夫婦5万円と大幅に年金給付水準が引き上げられたのである。
- (3) 1973年の法改正により導入された自動物価スライドは、年度平均の全国消費者物価指数が100分の5を超えて変動した場合に、その変動した比率を基準として、政令で定めるところにより、その翌年度の1月に行われることとされていた（1973年改正法附則22条）。
- (4) 経済企画庁「昭和49年度・年次経済報告（経済白書）－成長経済を超えて」（1974年8月9日）。
- (5) 平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第262号）。
- (6) マクロ経済スライド制とは、保険料を負担する被保険者数の減少と年金給付費の増加につながる平均余命の伸びを、毎年度の年金額の改定率から減じる仕組みである。例えば、物価が2%上昇しても、被保険者の減少が0.6%、平均余命の伸びが0.3%であれば、年金額は1.1%の引き上げにとどまる。このように、マクロ経済スライドにより、

年金の給付水準は実質的に引き下げられることになる。そのため、2004年年金改正法（法律104号）では、年金給付水準の下限が定められ（2004年年金改正法附則2条1項）、モデル年金の所得代替率が50%になった時点でマクロ経済スライドによる調整を終結することとされた（同改正法附則2条2項）。

- (7) 2021年11月6日時点で、30訴訟で地裁判決、2訴訟で高裁判決が出され、不当にも、いずれも憲法25条について広範な立法裁量を容認し、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）9条について漸進的実現条項（2条1項）等を理由に原告らの請求を棄却した（北海道訴訟〔札幌地判令元・4・26訟月65巻8号1183頁〕、奈良訴訟〔大阪地判令2・1・24〕、青森訴訟〔青森地判令2・2・28 LEX/DB25565031、仙台高判令3・2・24 LEX/DB25569452（確定）〕、岐阜訴訟〔岐阜地判令2・3・2LEX/DB25565241〕、兵庫訴訟〔大阪地判令2・3・12〕、栃木訴訟〔宇都宮地判令2・4・16 LEX/DB25565648〕、茨城訴訟〔水戸地判令2・6・25〕、滋賀訴訟〔大阪地判令2・7・2〕、大阪訴訟〔大阪地判令2・7・10〕、福岡・佐賀訴訟〔福岡地判令2・7・31〕、東京訴訟〔東京地判令2・9・23裁判所ウェブサイト〕、石川・福井訴訟〔金沢地判令2・10・30 LEX/DB25567271〕、山口訴訟〔山口地判令2・11・25 LEX/DB25567366〕、徳島訴訟〔徳島地判令2・12・23 LEX/DB25568696〕、山梨訴訟〔甲府地判令3・2・16 LEX/DB25569123〕、鳥取訴訟〔鳥取地判令3・2・26 LEX/DB255691432〕、長崎訴訟〔長崎地判令3・3・1 LEX/DB25569144〕、群馬訴訟〔前橋地判令3・3・4 LEX/DB25569127〕、富山訴訟〔富山地判令3・3・8 LEX/DB25569311〕、埼玉訴訟〔さいたま地判令3・3・10 LEX/DB25569312〕、岩手訴訟〔盛岡地判令3・3・12〕、名古屋・三重訴訟〔名古屋地判令3・3・25〕、岡山訴訟〔岡山地判令3・3・30 LEX/DB2556917〕、京都訴訟〔京都地判令3・4・15〕、長野訴訟〔長野地判令3・4・23 LEX/DB2556925〕、仙台・秋田訴訟〔仙台地判令3・5・25〕、大分訴訟〔大分地判令3・5・27〕、鳥取訴訟〔鳥取地判令3・6・24〕、静岡訴訟〔静岡地判令3・7・2〕、鹿児島訴訟〔鹿児島地判令3・8・31〕、山口訴訟〔広島高判令3・11・5〕）。岐阜訴訟、兵庫訴訟、大阪訴訟の各地裁判決はマクロ経済スライドによる減額についても不当にも立法裁量内とした。すでに出された各判決

については、今後、検討したい。

- (8) 本稿は、2020年11月16日付で和歌山地方裁判所民事部合議係に提出した「平成28年（行ウ）第10号年金差額請求等事件に係る意見書」を加筆修正したものである。同意見書は、「平成28年（行ウ）第10号年金差額請求等事件」（いわゆる和歌山年金引下げ違憲訴訟）弁護団から、2018年10月30日付で金沢地方裁判所に提出した「平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」および2020年1月10日付「訂正書」を下敷きにして、和歌山年金引下げ違憲訴訟の原告の状況等とその後の研究の発展を踏まえて執筆をしてもらいたいとの依頼を受けて執筆したものである。したがって、「平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」「訂正書」と重なる部分があることをあらかじめ指摘しておく。金沢地裁に訴訟を提起した原告は31人で、1985年年金法改正後の老齢厚生年金・老齢基礎年金を受給する原告22人、65歳前の特別支給の老齢厚生年金で定額部分がなく報酬比例部分のみを受給する原告7人、老齢基礎年金を受給する原告1人、老齢基礎年金・老齢厚生年金・遺族厚生年金を受給している原告1人である。それに対して、和歌山訴訟の原告は、①老齢基礎年金を受給する原告102人（1人取下げ）、障害基礎年金を受給する原告1人計103人（1人取下げ）で、すべての原告が障害基礎年金受給者であり、厚生年金の減額を争っていない点、②障害基礎年金を受給する原告がいる点、③遺族年金給付を受給する原告がいない点、④減額決定処分が違法であることを原因とする国家賠償訴訟をも提起している点が金沢に提訴した訴訟とは異なる点である。

なお、「平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」「訂正書」は、「皆年金と高齢者の年金受給権保障－平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」として『賃金と社会保障』1783・1784号4～88頁に公表した。

2021年10月29日に、和歌山地裁にて、筆者は、原告側の証人として、社会保障法学の研究者の立場から、証言を行った。また、和歌山地裁には、原告弁護団から、2020年11月16日付「意見書」（甲190号証）に加え、筆者が執筆した以下の意見書が提出されている。①「平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件

に係る意見書」（甲145号証。2018年10月30日付で金沢地裁に提出されたもの）、②「訂正書」（甲145-2号証。「平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」を訂正したもので、2020年1月20日付で金沢地裁に提出されたもの）、③「『平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書』の補充書」（甲191号証。2020年1月17日付で金沢地裁に提出されたもの）、④「基礎年金と基礎的生活保障、年金水準との関わりでの審議の補足（資料集）」（甲193号証。2020年1月23日付で金沢地裁に提出されたもの）、⑤「2012年年金改正法案の審議過程からみた手続上の問題点」（甲195号証。2020年4月14日付で金沢地裁に提出されたもの）、⑥「基礎年金と基礎的生活保障、年金水準との関わりでの審議の補足（資料集）訂正版」（甲196号証。2020年4月13日付で金沢地裁に提出されたもの）、⑦「2012年年金改正法案立案当時の年金財政状況からみた同改正法の問題点－『特例措置』解消の根拠の不存在」（甲197号証。2020年5月29日付けで金沢地裁に提出されたもの）、⑧「高齢者・年金受給者の生活実態を正確に反映しない消費者物価指数の問題点と2000～2002年度の各物価スライド特例法の意義」（甲198号証。2020年5月28日付で金沢地裁に提出されたもの）、⑨「平成28年（行ウ）第10号年金差額請求等事件に係る意見書（2）」（甲199号証。2021年1月12日付で和歌山地裁に提出されたもの）、⑩「2021（令和3）年1月12日付『平成28年（行ウ）第10号年金差額請求等事件に係る意見書（2）』の補足」（甲199-2号証。2021年1月15日付で和歌山地裁に提出されたもの）、⑪「2020（令和2）年11月16日付『平成28年（行ウ）第10号年金差額請求等事件に係る意見書』の訂正」（甲249号証。2021年10月26日付で和歌山地裁に提出されたもの）、⑫「2021（令和3）年1月12日付『平成28年（行ウ）第19号年金差額請求等事件に係る意見書（2）』の訂正」（甲250号証。2021年10月26日付で和歌山地裁に提出されたもの）。

③は「2012年年金改正法による年金減額とその前提とされた代替措置の欠如・手続上の問題点－2018年10月30日付『平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書』の補充書」として『賃金と社会保障』1783・1784合併号（2021年8月合併号）89～102

- 頁に、⑥は「2012 年年金改正法案における基礎年金と基礎的生活保障、年金水準との関わりでの審議－年金引下げ違憲訴訟との関係で」として『龍谷大学社会学部紀要』58 号（2021 年）43～51 頁に、⑧は「高齢者・年金受給者の生活実態を正確に反映しない消費者物価指数の問題点と 2000～2002 年度の各物価スライド特例法の意義」として『賃金と社会保障』1783・1784 合併号、103～115 頁に、それぞれ加筆修正したうえで公表した。
- (9) 阿部彩（2015）「貧困率の長期的動向：国民生活基礎調査 1985～2012 を用いて」貧困統計ホームページ（2018 年 9 月 23 日閲覧）。
- (10) 内閣府・総務省・厚生労働省「相対的貧困率に関する調査分析結果について」（2015 年 12 月 18 日）。以下の説明は、同分析結果による。
- (11) 同「平成 25 年国民生活基礎調査の概況」によると、公的年金・恩給が総所得に占める割合が 80～100% 未満の世帯は 11.9% であり、公的年金・恩給が総所得に占める割合が 8 割以上の世帯は 69.7% と約 7 割を占める。
- (12) 以下の数字は、厚生労働省「平成 25 年版厚生年金保険・国民年金事業年報結果の概要」による。
- (13) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」〔二人以上世帯調査〕（2013 年）（2013 年 11 月 7 日）6 頁。
- (14) 金融広報中央委員会・前掲「家計の金融行動に関する世論調査」〔二人以上世帯調査〕（2013 年）16 頁。
- (15) 金融広報中央委員会・前掲「家計の金融行動に関する世論調査」〔二人以上世帯調査〕（2013 年）17 頁。
- (16) 総務省統計局「3. 高齢者の就業」<http://www.stat.go.jp/data/topics/topi903.html>（2018 年 9 月 24 日閲覧）。
- (17) 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）平成 25 年（2013 年）平均（速報）結果の要約」（2014 年 2 月）。
- (18) 総務省統計局・前掲「労働力調査（詳細集計）平成 25 年（2013 年）平均（速報）結果の要約」29 頁の第 4 表。
- (19) 総務省統計局・前掲「労働力調査（詳細集計）平成 25 年（2013 年）平均（速報）結果の要約」24 頁の第 2 表。
- (20) 総務省統計局・前掲「労働力調査（詳細集計）平成 25 年（2013 年）平均（速報）結果の要約」（2014 年 2 月 18 日）29 頁の第 4 表。
- (21) 総務省統計局・前掲「労働力調査（詳細集計）平成 25 年（2013 年）平均（速報）結果の要約」（2014 年 2 月 18 日）29 頁の第 4 表。
- (22) 以下の数字は、総務省統計局・前掲「労働力調査（詳細集計）平成 25 年（2013 年）平均（速報）結果の要約」4 頁による。
- (23) 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」平成 30 年（2018 年）年 1～3 月 期（速報）」2018 年 5 月 11 日。
- (24) 全日本民主医療機関連合会「2017 年経済的事由による手遅れ死亡事例調査概要報告」（2018 年 4 月 18 日）。
- (25) 全日本民主医療機関連合会「2013 年国保など経済的事由による手遅れ死亡事例調査概要報告」（2014 年 5 月 19 日）。
- (26) 厚生労働省年金局・前掲「平成 25 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況平成」7 頁。
- (27) 総務省統計局・前掲「労働力調査（詳細集計）平成 25 年（2013 年）平均（速報）結果の要約」。
- (28) 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室「平成 25 年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況」（2014 年 2 月）。

The Importance of a Universal Pension System and
Guaranteeing the Pension Rights of Older Persons
and Persons with Disabilities (1) :
Unconstitutionality of the 2012 Pension Amendment Act

TANAKA Akihiko

The government of Japan enacted the 2012 pension amendment act that would cut pension payments by 2.5% over three years starting in 2013, and on the basis of this law the Minister of Health, Labour and Welfare decided to reduce pensions. In reaction to this decision, a total of 103 basic old-age pension and basic disability pension recipients residing in Wakayama Prefecture filed a lawsuit demanding payment of the shortfall in pension payments (the difference between their original pensions and reduced pension), along with government compensation, claiming the 2012 pension amendment act to be unconstitutional and illegal, thereby making the pension reduction measures based on the amended law illegal and invalid. From the viewpoint that the constitutionality and legality of this lawsuit must be rigorously examined based on the actual living conditions of the older persons and persons with disabilities, this article makes clear the difficult living conditions of the elderly, who are facing increasing poverty, as well as the low disability pension benefits, high non-regular employment rate, and low wages of people with disabilities.

In addition, this article is a revised version of the “Opinion Concerning the Pension Difference Claim Case 2016 (gyo u) No. 10,” submitted to the Collegiate Section of the Civil Division of the Wakayama District Court on November 16, 2020.